

+ 貨物概要

A B S樹脂を円盤状に成型し、中央部分に穴をあけたもの。二枚を一組とし、内側に円筒形の芯を取り付けることにより、電線の巻き取り用のリールとなる。

+ 分類

関税率表第 3926.90 号 - 2 (統計番号 3926.90-029) のその他のプラスチック製品

+ 分類理由

円筒形の芯がないことから、電線巻き取り用のリール(スプール、第 3923.40 号)として完成した物品としての重要な特性を有するものとは認められず、関税率表の解釈に関する通則 2 は適用されません。

したがって、プラスチック製品として他に該当する項もないことから、その他のプラスチック製品として上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります(関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)